

「インフルエンザ予防接種」のお知らせ

★予防接種を受ける前にご確認ください

- ① 必ず、医療機関に予約をして、接種を受けてください。
住所地以外でも諏訪地域内指定医療機関でしたら接種が受けられます。
- ② この「インフルエンザ予防接種」のお知らせをよく読み、必要性、副反応についてよく理解してから受けてください。気にかかることなどあれば、接種前に医師や看護師に相談してください。
- ③ 医療機関で渡される「予診票」は接種を受ける方が責任を持って記入してください。

1. 対象者 諏訪地域6市町村内に住所がある方

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満で心臓・じん臓・呼吸器に重い病気のある方(身体障害者手帳1級レベルの方)及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能不全の方

※接種期間内に65歳(②の者は60歳)になる方は誕生日以降から対象者になります。

2. 接種期間 令和7年10月15日(水)～令和7年12月27日(土)

3. 個人負担金 1,200円(年1回のみ補助)

次のいずれかに該当する方は個人負担金が免除されます。

該当される方は接種日より前に住民福祉課保健予防係で申請手続きをしてください。

「インフルエンザ予防接種券」を発行いたします。

- ① 生活保護世帯に属する方
- ② 市町村民税非課税世帯に属する方

※「インフルエンザ予防接種券」はがん検診等の「各種検診一部負担免除券」及び「新型コロナウイルス感染症予防接種券」とは異なります。がん検診等の「各種検診一部負担免除券」及び「新型コロナウイルス感染症予防接種券」が必要な場合は別途申請が必要です。

4. 持ち物 ※予診票は各医療機関においてあります。

- ① 接種される方の身分を証明する書類(マイナンバーカードなど住所地が確認できるもの)
- ② 診察券(ある方)
- ③ 自己負担金 1,200円 または インフルエンザ予防接種券

インフルエンザ予防接種の有効性

ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後2週間後から約5ヶ月間とされています。より効果的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の10月下旬から12月中旬までに接種を受けることをおすすめします。

接種後の注意(副反応)については裏面をご覧ください⇒

インフルエンザ接種後の注意について

- * 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこする事はやめましょう。
- * 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- * 接種後、「インフルエンザ予防接種済証」をお渡しします。健康手帳に貼るなどして保管してください。
- * まれに、予防接種後30分以内に、急な副反応が起こることがあります。また、インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意してください。万が一、副反応と思われる症状があるときは、すぐに医師の診察を受けてください。

● 通常みられる副反応

接種部位が赤みをおびたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、接種後24時間以内にわずかな発熱、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。通常2～3日のうちに治ります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などあらわれることがあります。そのほとんどは接種後30分以内に生じます。

- * そのほか、極めてまれに脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。このような場合に厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。（「予防接種健康被害救済制度」）
万が一、副反応と思われる症状があるときは、すぐに医師の診察を受けてください。

※わからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

富士見町役場 住民福祉課保健予防係 電話 0266-62-9134(直通)

また、インフルエンザ予防接種に関する情報や、町内の実施医療機関における予防接種の情報を町のホームページに掲載しています。

町ホームページ：<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/r7-influ.html>



他市町村の担当課

岡谷市	健康推進課保健予防担当	電話 0266-23-4811
諏訪市	健康推進課健康予防係	電話 0266-52-4141
茅野市	健康づくり推進課	電話 0266-82-0105
下諏訪町	保健福祉課保健	電話 0266-27-8384
原村	保健福祉課健康づくり係	電話 0266-75-0228